

交番だより

110番映像通報システム運用開始

令和5年4月1日～

110番映像通報システムとは

110番通報した方が、スマートフォンのカメラ機能で
現場の映像や画像を通信指令室に配信
することが出来るシステムです。

通報時に、110番を受理した警察官が、

○ 映像の必要性を判断

○ 通報者の方の安全が確保されている

場合に限り、映像若しくは画像の撮影依頼を行います。



110番映像通報システムの使用方法イメージ

広報資料



- ※留意事項
- ・映像通報の際は、上記留意事項1～4について全ての同意が必要です。
 - ・ご使用のスマートフォンの動作環境によっては、利用出来ない場合があります。
(固定電話やフィーチャーフォンは利用出来ません。動作環境は県警ホームページをご覧ください。)